

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

旧広島市民球場跡地を活用したイベント広場等の設計・整備及び管理・運営に係る民間事業者の公募・選定支援業務

### 2 業務概要

旧広島市民球場跡地（以下「球場跡地」という。）の活用については、令和2年3月に策定した「中央公園の今後の活用に係る基本方針」に基づき、民間活力の活用を前提として、一定規模の屋根を備えたイベント広場を早期に整備することとしている。

具体的には、飲食物販施設等の収益施設の設置とイベント広場等の公共部分の公園施設の整備を一体的に委ねる Park-PFI 制度の活用及び、整備したイベント広場等の公共部分の公園施設の管理・運営を委ねる指定管理者制度の活用を念頭に、設計・整備から管理・運営までを一つの民間事業者（又はそのグループ）に委ねることを想定している。

本業務は、本市が民間事業者の公募・選定を的確に実施できるよう、民間事業者の公募から事業者選定、協定等の締結までに必要となる各種検討や公募に要する資料の作成等に係る支援を行うものである。

### 3 契約の相手方

#### (1) 所在地

広島市中区八丁堀16番11号

#### (2) 商号又は名称

パシフィックコンサルタンツ株式会社 中国支社

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

### 5 随意契約によることとした理由

本業務は、業務受託者が持つ知識や経験、それらに基づく提案力によって大きく業務成果の異なる性質の業務であることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、4者から提案書が提出され、「旧広島市民球場跡地を活用したイベント広場等の設計・整備及び管理・運営に係る民間事業者の公募・選定支援業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者の提案書が最も高い点数であったことから、同者を受託候補者として特定した。